

第二十四回 参議院地方行政委員会会議録第六号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午前十一時二十分開会

委員の異動
本日委員中田吉雄君及び後藤文夫君辞任につき、その補欠として大倉精一君及び石黒忠篤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

松岡 平市君

理事

石村 幸作君

委員

伊能 芳雄君

理事

森下 政一君

委員

小林 武治君

委員

小幡 治和君

委員

佐野 廣君

委員

田中 啓一君

委員

安井 謙君

委員

大倉 精一君

委員

加瀬 完君

委員

岸 良一君

委員

福永興一郎君

委員

太田 正孝君

委員

國務大臣

政府委員

自治庁行政部長

事務局側

小林興三次君

奥野 誠亮君

鈴木 俊一君

会専門委員

自治庁次長

説明員

○ 本日の會議に付した案件
○ 地方税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○ 地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○ 委員長(松岡平市君) これより委員会を開会いたします。
委員の異動がございましたので御報告申し上げます。本日委員後藤文夫君は辞任されました。新たに石黒忠篤君が委員に任命されました。

○ 委員長(松岡平市君) 去る二十二日地法税法の一部を改正する法律案が当委員会に予備審査のため付託されました。つきましては、この際、本案について政府の提案理由の説明を聴取しておきたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。政府の説明を求めます。

○ 國務大臣(太田正孝君) ただいま予備審査の議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申上げます。
政府は、明年度において地方財政の再建並びにその健全化をはかることをより自主財源の充実等を期すべく、地

重要施策の一つといたしているのであります。この方針のもとに、あとう限り納付するようにならし、こ

方税制の面におきましても、鋭意検討を加えて参りましたところ、昨年十二月地方制度調査会及び臨時税制調査会から明年度地方財政に関連して地方税制改正についての答申がありましたので、その趣旨を慎重して、今回の地方税制の改正を企図いたした次第であります。

その改正の方針といたしますところは、第一に、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化をはかりながら増収を期待することとあります。きわめて特別の場合を除きますれば、一部の人材は物等について非課税を認めるとは、税制上極力避けるべきであり、特に地方税の場合においてしかりであります。この意味におきまして、今回は、地方における自主財源充実の観点から、大幅な増収を期待し得るものについて非課税範囲の縮小をはかつたのであります。すなわち、従来固定資産税を課されていなかった(1)国及び地方政府の所持する固定資産のうち国及び地方団体以外の者が使用しているもの(2)国有林野の土地、(3)地方団体の所有する発電施設、(4)日本郵船公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対して固定資産税相当額の負担を

求めることといたしましたのであります

御説明申上げます。

政府は、明年度において地方財政の

再建並びにその健全化をはかることを

より自主財源の充実等を期すべく、地

方税制相当額の交付金または納

付金を固定資産所在の市町村に交付

し、または納付するようにいたし、こ

の制度につきましては、別途「国有資

産等所在市町村交付金及び納付金に関

する法律案」として御審議を願うこと

であります。

方針の第四は、財源調整の機能を強

化するための措置をとることであります。

このたびの改正により、かなり大

幅に自主財源の増強をはかつているの

であります。なお、このほ

か、地方税法自体におきましても、同

じくしてあります。

そこで、このたびの改正により、かなり大

幅に自主財源の増強をはかつているの

であります。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ことができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

す。

方針の第三は、税務行政の規律を明

確化することとあります。税務行政の

規律を明確にすることによって納税者

の納得を得ることができ、またその取

扱い公正が期せられるのでございま

が、寮、クラブ等を有する場合に均等割を課すことができるとしたのであります。これによる增收額は三百万円程度であります。また給与所得者のうち年金受給者のごとく特別徴収によることが著しく困難であると認められる事情がある者に対しても、普通徴収の方法によることができます。

第三は、不動産取引形態に因る分類の
いたしまして、住宅の定義を、「人の
居住の用に供する家屋又は家屋のうち
人の居住の用に供する部分」と改める
ことあります。これによつて併用住
宅を建築した場合は常にその住宅部分

について百万円の基礎控除の特典が認められることがあるのです。

て非課税とすることとしたのであります。これは学校によつてはスクールを正科としているところもありまして、学生については、スケートを娛樂の見地から律するよりもスポーツの見地から律する方が適当であると考えられるからであります。これによる減収額は三千八百万円程度であります。またバーチンコ場等に対する本領の徴収方法について、従来の申告納付のほかに、道府県の選択により、普通徴収の方法によることができるものとしたのであります。

第五は、遊興飲食税に関するものであります。従来遊興飲食税の徵収については、差生主義の立場から行為の行為の翌月にその行為にかかる税額をすべて納入することになっていたのであります。が、昨年十一月公領領収

料制度の実施に伴つて特別徴収義務者は遊興飲食等の行為のあつたときに、料金及び税額を受取るといなとにかかる限りなく、すべて領収証または領収証となるべきものを作成することとなりましたので、料金が売掛になつてゐるかあるいは現実に収入になつてゐるかは、領収証制度を周密に施行しているの種のものについては売掛部分について三月以内の徴収猶予をすることができることとし、この部分については延滞金を免除するものとしたのであります。また貸し倒れとなつた場合等には、すでに遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、まだ納入されていないときは、納入の義務を免除することとしております。

第六は、自動車税に關する改正であります。その一は從來揮発油には揮発油税及び地方道路税が課せられておりましたが、軽油にはそれがなかつたので、その間の負担の均衡を保つため、軽油自動車に対する税率を揮発油自動車のそれの五割増に定めていたのでありますが、今回軽油引取税が創設されることとなりましたので、この税率区分を廢止し、輕油自動車に対する税率を揮発油自動車に対する税率まで引き下げるなどいたしましたのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度二億九千七百万円の見込みであります。その二は、自動車の所有者が交つた場合、都道府県間に異動があつた場合等における従来の取扱いを改め、すべて月割をもつてそれぞれ課税することとしたのであります。さらに、年の中途で自家用車から営業用に変更になつたこと等により、その適用税率が異なること

料金制度の実施に伴つて特別徴収義務者は遊興飲食等の行為のあつたときには、料金及び税額を受取るといなどにかかりなく、すべて領収証または領取証となるべきものを作成することとなりましたので、料金が支拂になつてあるいは現実に収入になつてゐるかは、領収証制度を忠実に履行している限りは明確になつておりますので、その種のものについては支拂部分について三月以内の徴収猶予をすることがであります。また、貸し倒れとなつた場合等には、すでに遊興飲食税を立てかえて納入しているときは還付し、まだ納入されていないときは、納入の義務を免除することとしております。

第六は、自動車税に關する改正であります。その一は從来揮発油には揮発

こととなつた場合も、それそれの月割額の合算額で課税することとしたのであります。その三は、所有権留保付焼買があつた場合は、実際の使用者である買主に対して課税することができることとしたのであります。最近自動車の月割販売が相当行われているのであります。が、一切の租税公課は買主が負担する契約をしているにもかかわらず、現行法では販売会社に課税しなければならないこととなり、実際の納税上種々の不便があつたのを是正しようとするものであります。

第七は、固定資産税に関するものであります。日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する全国定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所持する固定資産で直接その本來の事業の用に供するものに対してもは、その公共性にかんがみ、課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては、激変を避けるため四分の一といたしていきます。この改正による增收額は昭和三十一年度八千百万円、平年度九千五百万円の見込みであります。

第八は、電気ガス税に関するものであります。が、日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の費用に供する電気に対しては、電気ガス税を課さないことにし、一般の地方鉄道、軌道事業者におけると同様の取扱いといたすのであります。これによる減収額は、昭和三十一年度四億円程度であります。

第九は、目的税として軽油引取税を創設しようとすることとあります。軽油引取税は、すべての都道府県が課税するものとし、特約業者からの小売人または消費者の軽油の引き取りを課税

客体とし、納稅義務者はその引き取りを
を行う者としたのであります。徴収
は特別徴収の方法によることとして、
特約業者を特別徴収義務者とし、毎月
引き渡した軽油の容量を課税標準と
し、營業所所在の道府県にその翌月の
十五日までに申告納入することとして
おります。なお代金決済の実態に關
し、揮發油税の徴収と同じく、担保を
提供した場合は、二月を限つて徴収猶
予を認めることとしております。税率は
は、一キロリットルにつき六千円であ
り、揮發油に対する揮發油税及び地方
道路税の合計額一キロリットルにつき
一万三千円の約半額であります。本税
は、目的税であることから、道路との
関連の有無、免税手続きの難易等を勘
案して免税の範囲を定めております。本税
すなわち、船舶の主たる推進機関の動
力源に供するもの、その他これに類
するものの陶器器の製造工程における燃
料用に供するもの、その他の政令で定め
る事業を営む者が政令で定める用途に
供するもの等については免税措置を講
じております。本税の税收入は、その
徴収に要した費用に充てた残額は、す
べて地方道路譲与税の場合と同様に、
道路に関する費用に充てるものとされ
るのであります。なお五大市の長がそ
の区域内の国道及び府県道の管理責任
者とされておりますので、五大市所在
の府県は、その徴収した軽油引取税を
道路の面積を基準として五大市に交付
することとし、五大市はその交付され
た額を道路に関する費用に充てなければ
ならないこととしております。本税

の収入額は、昭和三十一年度二十四億五千四百万円、平年度三十七億九千六百万円の見込であります。

第十は、同様に目的税として都市計画税を設けようとしてあります。市町村は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画税を課すことができるものとしていますので、課するかいなは市町村の任意であります。この税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で市町村の条例で定めるもので、うち所在する土地及び家屋に対する課することとし、課税標準は固定資産税と同様の場合と同様その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえることができないことといたしております。徴収については、固定資産税と合わせて行うことにより手続の煩雑化をきたさないよう配慮いたしております。目的税でありますので、収入は全部都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てなければならぬものとしております。税収入額は昭和三十一年度三十億三千九百万円、平年度三十四億三千七百万円と見込んでおります。

以上のはかなお次のような点についての改正をいたしております。

そのは、自動車損害賠償責任保険にかかる収入金額を正味収入保険料の三分の十とすることとあります。この部分が強制保険であることと、その付帯保険料の割合が低いことにかんがみますと、現在の百分の三五を引き下げることとするものであります。これによる減収額は七百万円程度であります。

その二は、外航船舶を運航する法として、現在の百分の三五を引き下げることとするものであります。

以上のほかなお次のようにての改正をいたしております。

す。目的的であります。取扱いがなされたる事務は、
部都市計画事業または土地区画整理事業に
要する費用に充てなければならぬものとし
てあります。税収入額は昭和三十一年度三十
億三千九百万円、昭和三十四年度三十四億
三千七百万円と見込んでおります。

税の場合と同様その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえず、これができないことといたしております。徴収については、固定資産税とをあわせて行うことにより手続の煩雑化を免れたらしいよう配慮いたしております。目的観でありますので、又人はまだ

ことかで、課するかしないかは市町村の任意であります。この税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で市町村の条例で定めるもので、課税標準は固定資産課することとし、課税標準は固定資産

の収入額は、昭和三十一年度二十四億五千四百万元、平年度三十七億九千六百万円の見込であります。

ういうことになつておるわけでござい
ますから、従つて俸年制も各市町村ご
とに放つておけば作らなければならな
い、こういうことになるわけでござい
ますが、それは今日給与の負担が府県
になつてゐるし、退職年金の負担も府
県になつておりまする關係上、これは
都道府県の条例で統一的にやるやら
ないを定めるのがよろしいといふの
で、教育公務員法に対する特例といった
しまして、都道府県の条例で義務教育
職員の俸年制をやることにいた
しておるものでござります。

第三点は「地方公務員は、専門の問題、条例で定めるところにより、臨時待命制度を実施することができるものとすること。なお、市町村立の義務教育学校の職員の臨時待命制度は、都道府県の条例で定めるものとする」と。」という点であります。臨時待命の制度は、二十九年度及び三十年度におきまして国家公務員につきましてもまた地方公務員につきましてもこのような名前の制度ができておったわけですがございますが、これは最長十九ヶ月を限度といったまして、職を、その意に反して、やめさせるという場合には、臨時待命という名前で指名をいたしまして、その指名された者は勤続二十年以上のは十九ヶ月臨時待命という形で仕事をしないが給与をもらえる、こういう制度を作つたわけであります。その制度は、國家公務員につきましてはすでに失効いたしておりますが、警察職員につきましてはなお効力を持つておるのであります。この点に関連をして、やはりこれも昨年地方制度調査会の答申がございまして、休職と同じような、要するに一定の期間経過した

しましたならば失職になるような制度を考えるべきである、職務はとらないが一定期間経過すればやめるというような、ちょうど昔の休職制度のようないふのを考えてもらいたいという答申がありますので、一定期間経過によって当然に失職するというような古い官吏制度ではとれない。しかし実質において同じ度時代の休職というものはないのでござりますので、そういう形の休職制度はとれません。しかし実質において同じような考え方で立ちますところの臨時待命という制度をそれでは規定することがよからうというので、実は今回この臨時待命の制度を書き加えまして提案申し上げたような次第でござります。なお義務教育学校の職員につきましては、停業制と同じように、本来は市町村の条例で作るべきでござりますが、恩給制度等の関係もござりまするので、都道府県条例でやる、こういう形にいたしておりますのであります。

それから第四が、「退職年金及び退職一時金並びに退職手当の支給に関する異議の審査制度を整備するものとすること。」という点であります。これは、現行法によりますといふと、地方公務員法上には特別にこの異議審査の制度がございませんので、一般法であるところの地方自治法によりまして給議会に譲って決定をする。こういうような格好になつておるのでござります。しかしながら今日この人事委員会の制度があるわけでございまして、人

事委員会の構成、任務等から考えまして、退職手当の支給に関する異議は、みずからやつた長が自己審査をするということよりも、むしろ人事行政を専門とするところの人事委員会の審査に付することの方がより合理的であるというところで、府県の人事委員会に異議の審査をしてもらうというふうにいたしたという点が第四点であります。

それから第五点は、「任用候補者名簿の提示方法を簡素化するものとすること」という点であります。この点は一つの職の職員を採用いたします場合に、五名の候補者を試験に合格した者のうちから作りまして、それを人事委員会が提示する、こういう格好になつておるのであります。この点は從来からも採用権につきまして不适当な制約を加えて、かえつて不都合であるといふような議論があつたわけでございまして、その点を今回は五名というような制度をはずしまして、人事委員会の規則に細部の事項を譲ることにいたのであります。実質的には今日國家公務員につきましても五級職以下の者につきましては、いかなる順位の者でも、いやしくも採用試験に合格しておられます者は任命権者が採用できる。こういう人事院規則が出ておりますが、それと同じような形におきまして、地方におきましても任用の際におきまする任命権者の選択の範囲を広くするようにならいたしたいというのがこの第五点であります。

それから第六点は、「採用試験について受験料数料を徴収することがができるものとすること」という点であります。今日地方公務員になりますためには人事委員会が行いますところの採用

試験を受ける者は非常に多数ございまして、東京都のごときは方に近い数に達するというような状況であります。これらの試験につきましては相当多くの経費を要しますので、受験者に対する家公務員につきましても同様なことを実施いたしておりますので、地力につきましても受験手数料を徴収することができるようになります。大体今回改正いたしたいと考えておりますのが第六点の改正でございます。

大体今回の改正いたしたいと考えておりますのは以上の点でござります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始めます。

○加瀬完君 自治局にお願いしますが、停年または待命制度というものをこれから設けようといたしておるわけですがございますが、これによりまして、自治局が今想定をいたしております停年による退職者あるいは待命による退職者といいますか、こういうものを統計いたしまして、地方財政の上にどれだけの財源余裕というものを生ずるのか、この明細な資料を御提出いただきたいと思います。

○委員長(松岡平市君) いかがですか、自治局の方で、ただいま言われた資料はすぐおできになりますか。

○説明員(鈴木俊一君) ただいまの機会に、午後までに差し上げたいと思います。

○委員長(松岡平市君) その点につきましては、なるべくすみやかに資料を御提出願います。

○加瀬完君 もう一つ、国家公務員法なり、地方公務員法が制定されましたときに、停年制なり、あるいは待命制度なりといふものが特に設けられなかつた理由というのはどういうことであつたのですか、これは委員会における質疑、あるいは法案制定の過程におけるこの問題についての見解でも、資料がありましたら、あわせて御提出いただきたいと思います。

○説明員(鈴木俊一君) この点はなおよく速記録を私どもの方でも調査をいたしまして、御要求のものがございますれば急いで手配をして差し上げたいと思います。

○委員長(松岡平市君) それでは、これは調査室の方でもそういうものについてはかねがね研究しておられることが多いと思いますから、資料を探されて、自治庁でも探されて、そらしてなるべくすみやかに自治庁で何か資料があれぱ提出するようにお骨折り願いたい。よろしくごぞりますね……。

○小幡治和君 この停年制の問題ですが、停年制を特に今度定められたといふその立法理由、それはまあ財政的に高給者に剪退してもらうということなのか、それとも能率的に新陳代謝といふことを主として考えているのか、どつもなんですか。

○説明員(鈴木俊一君) 停年制の制度それ 자체は、あくまでもこれは新陳代謝ということなのです。一定の年令に達しましても能力が減退しない人に対して、要するに適格性を備えておる人に対する、これは考え方によ

れば、そういう人に職にさらにとどまつてもらうのがいいのかもしれない。しかしながらどんどん新しい学校の卒業生が出て参つて、その間新陳代謝が行われないということになりますと、やはり清新の気風を注入することもできませんし、いたしますので、やはり正常な姿で、毎年、一年づつ卒業生が加わってきまするならば、官庁等に勤務しております者も毎年一步づつ交代をして、その席を譲つて行くと、こういう新陳代謝の建前が可能であるようになつたいたいといううのが、今回の停年制を施行しようとする根本の理由であります。ただ今日まで地方公務員法上停年制を施行できなかつたわけでございますから、事實上任意的な話し合いの措置によつて停年制のよらな形で、一定の年令に達した者にはやめてもらひ、こういうよらなことをやつておつた団体もあるようでござりますが、そうでない団体には相当高年令の人もあるようであります。そういうようなところに、もし条例によつて停年制を実施するということになりますと、その第一回の年におきましては、新陳代謝が一時に数年分といいますか、相当の分まとつて行われるわけでございまして、これにかわつて全員新しい卒業生を入れるということでありますれば、これは新陳代謝であります、やはりそういうことでなくて、一定の限度のものしか交代としては入れないということになりますと、そこにはその程度の整理が行われるということになるわけでございます。将来的に永久的な制度として考えますと、先ほど申し上げましたような新陳代謝ということを建前とするのでございます。

が、施行の当初におきましては、そういうようなことが団体によつては若干起るだらうかと考えます。
○小幡治和君 そういう点だらうと出でますが、そうすると、ほんとうの人事行政の面から見て、大体これで案例を作るとなると、あるいは五十五なり五十五といふうなことにきめて行くことになるだらうと思うのです。そしたら五十五といふうなことにきめて行くことになるだらうと思うのです。そちらによつて処してしまつというふうな弊害が出てくるということを私は心配するので、むしろ五十なり五十五といふうなところは、人間としては一番経験としてもついてきたところだし、また人格的に凹凸してくるときだし、これからほんとうに仕事ができるといふうなところは、むしろその冷い定規できめられて、そうしてまるで未熟な若い者がそこへ出てくるということになると困る。そういう点でここに職の特殊性といふことを法案に入れておりますが、私は人の特殊性といふものをなぜ考えなかつたか。すなわちその人が非常によく技術的にほかの人と比べてかえがえられないほどのりっぱな者であるといふうな者を、古い年齢制でもつて処してしまつということは非常に惜しいといふ氣がするのですが、そういう面がとくにおそれそかになりがちだと思つて、そういう点についてどう考えられますか。私は職の特殊性のほかに、人の特殊性といふものを入れてよらいたいというふうに考えますが、どうですか。

はこもともなことでござりますが、この法案におきましては、停年制を定めるのはこれは各団体が自主的に定める。定める場合の一つの要件として、恩給との関係とか、その職務の性質と、いうものを考えて定めなさい、一律一體に機械的にということのみを目標にしないで、こういうような点にも考慮しなさい、ということを特に念のために書いたのでござりますが、ただいまの点はひとり職のみならず、人について特別のはからいをするということは、これは条例の上でそういう表現をもつてうたえればそれでいいわけでござがたい地位にある人、そういう人について特別のはからいをするということをいという趣旨ではないのであります。要するに条例で自主的にいかようにもきめられる。ただその際の条件として、今の職員の職の特殊性と年金との関係からの考慮、こういうことを念のためいまして、そういうことを一則認めないうたつたわけでございました、御指摘のような点も、条例の上でうたえられる。それも可能であります。

うものをどういうふうに考えておられるか。さつきの新陳代謝というものが主であるとするならば、若朽といふもののが新陳代謝というものを考えて行かなければなるまいと考えるのですが、そういう点についてはどう考えておられるか。

きる……、待命制度で今度でござるものですか、待命制度というものはそういうところに援用していいのかどうか。そういう暮年になつても非常にいい人を残しておく、若朽でも停年までは安全だという概念を払拭して、若朽なら簡単に若朽ということが人事委員会にすべてわかつてくれば、これをやめさせると、そういう点の配慮がなくて、停年制というものをやると、非常に弊害が伴うと思うのですが、その点いかがですか。

三

ら御指摘のように、かけがえのない人
というのは、やはりその職と結びつい
ているわけでもあると思うのであります

○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。午前に引き続き地方公務員法等の一部を改正する法律案を議題に供します。

権衡の問題はどういうふうにお考えですか。

す。生き守りというような人におつて
もらいたい。晩年に達してもなお残し
たいといふ場合こよ、やはらそら、う

さきに委員長及び理事の協議の結果、大体本法案については今週中で質疑を完了するようにしていきたいと

われわれも地方公務員法でびしりと停年制をつくのならそういう問題が当然出て参りますて、国家公務員と一緒になくちや全くおかしいのでござりますが、そうでなしにまあいわば自治体の

論が出たと思いますが、たしかに、余をもつてかえがふいう、余人をもつてかえがふ者ならば考へられるとか、こうしたうな趣旨の規定も入れる程度で、小林武治君、そうするととくに二二二回の第三回二、三

えればそぞ
うい特殊の
とういうふ
皮のもので
ます。

治療とし
については
すか。

て県条例によつてやる。それから市町
村立あるいは組合立の高等学校の教職
員はやはり市町村の条例に支配され
る、こういうことですか。

○政府委員(小林与三次君) その通り
でござります。

○小林武治君 その点やはり身分が同
じ境遇の高等学校の職員等が別々の条
例によって待遇されるのはどうも不
思議な事だ。

た点は、職員の職の特殊性、こういう点の運用によってでもできるかと思いまするし、あるいはそういう表現でな

重慶つて來週には早々に討論採決のできるよう御質疑をしていただきたいと希望いたします。

員については停年制を条例で実施しておったわけでござります。それを今、公務員法の解釈上疑義があるので、その疑義を明瞭かにする、また自治団体の自主立法をここでやるという趣旨にてございまして、何事からも身外公私混じてございません。

○政府委員（小林与三次君）　自治厅として何才が適當だと積極的に言う意はなしの案は持つております。

○小林武治君　もう一つ伺つておきたいのは、教育公務員の関係が付則で規定

が付則で規定するのではなく、原則が身分の属している団体の問題ですから、その条例を作るということは、これはいかと思います。要するに原則が身分の属している団体の問題ですから、その条例を作るということは、これは

年することを認める。これは各国の停年制の場合にもそういう例外を認めているようでございます。そういう趣旨

制をして、ということは私はもとより賛成をしておるのであります。これに連関連して国家公務員をどうされるか、あるいは国家公務員關係とこの点について

度の説明がつくのじやないか。国家公務員でも特に必要なところの職種につきましてはすでにやつておるわけでありますから、われわれとしてはそういうふうに理解して差しつかえあるまい、そういうふうに存じておるわけ

定される。それだけにこうだと思いま
するが、この規定の適用を受けるのは
義務教育諸学校の教師教員だけに限ら
ておりますか。

この付則に限つては、規定が当たるに思ひます。この規定によつて、問題は条例の中身が食い違つたのは、ございます。ただそらうすることにて、この付則の規定だけは給与負担団体が違つておりますので、これは事実上ある程度府県職員だけは給与負担団体が違つておりますので、これは事実上ある程度府県でも人事のあつせんもやつております。そういう関係もありまして、府県は当然一般で統一をすべきではないかという考え方でござります。ただそらうすることにて、問題は条例の中身が食い違つたのは、ございます。

るならば、これはもうその意に反して
もやめさせることができるとと思いま
して、たゞその辺の判定が不明確であ

「 」 いうのが御案内の通り中央地方を浦
じて再検討を要するといふので内閣
にできました、公務員制度調査会でふ
答申が出ておるわけでござります。そ
してこれが三月の間で、たゞ又

地方団体がやる。これは適当であると思つたのであります。が、その条例の内容等について自治庁がひな形あるいは太字の条件を示す意向があるかどうか。

○政府委員（小林与三次君）条例の作成の方と申しますか、そういうものにつ

然に働く。この付則で書きましたのは、御案内の通り、現在義務教育職員の身分が市町村にございますが、給与は県でやっておりますから、かりに作つとすれば府県で一本作る必要があるのではないか。そういう意味で府県の各

規定が当
よしたのは
育職員の身
給与は府
かりに作る
支があるの
て府県の条
ございま
れは私は事実上の指導なり連絡なり調
整なりで、その間の擁護がまずおのず
から行われるものと期待していいのじ
す。でござ
やないかと思ひます。

○店舗業者公団平市里　それではこれ現行制度の運用とということによつて廃置すべきではないだらうかといふうに考へるのであります。

は出でるのでござります。それもまた、つくるめた全般の制度の改正を豫うために、内閣の方で調査室を作つて、この前來ました室長が中心になつて公務員制度の改革を準備しておる。こうい

○必要があるうと考えております
○小林武治君 そのひな形は単に形で
なくして、規定の内容についてお示しし
なりますか。

○政府委員(小林与三次君) 内容と申
しますのは、結局年令等をどうする

例を作り得るという教員でござります。す。それだけの意味であります。でござりますから、それ以外の教員はそれだけの団体にいろいろ属しておりますから、それぞれの団体の条例で作つたものは特に例外を設けなければ教員でどうが、ほかの職員であろうが当然の事

○小林武治君 今のようなのは要するに權衡論が大事だと思うのですが、これについて何らか自治局として関与をされると申しますか、調整することはできますか。

○政府委員(小林与三次君) これは相
りえておりません。なぜならそれはそれぞの問題でござりますから、われわれはそれをやむを得ないものと見なしていいのです。されど、さういふことをやめようとする立場でござりますから、それが何らかの形で現れるのであれば、それはそれでやむを得ないものと見なしていいのです。

極的にはまあ閣与といふわけにもいかぬと思いますが、先ほどお話を出しましたその条例の準則あたりでどう考へるか、あるいはまあ今度の条文にも書いてありますいろいろな退職年金の考慮とか、職種に対する考慮とかいうものの解釈と申しますが、運用上どう考へるかという感じをどの程度盛らすかと

○政府委員(小林与三次君) これはある
学校で中学生の要するに義務教育に屬
する盲ろう学校。

者として、残すといふのかをればどう

者として、残すというのかそれはどういうのですか。

○政府委員(小林与三次君) これは職ですから個人の問題でなしに、特別のつまり研究、特別の研究職とかお医

の職にあるからといって偏見から離れては
されるということはおかしい。またそ
ういう職じやなくとも人としての持つて
てある特徴、あるいは人として持つて
おる人格、そういうかけがえのないと
いうものはむしろ残すべきであるとい
うふうに思うのです。ですから法律に
職の特殊性ということを特に入れるな

いろいろな技能といふか能力を身につけておらぬ
いう場合もあつて、この人がいなくなつた
ことは仕事の生き字引がいなくなつた
非常に困るということもあり得ると田中
います。そういう場合は、それはむづか
る個人々々の能力の問題でありますから
ら、そういうものについても特例を設
け得ることは当然考えていいのではないか
いか、これは一般的の制度の問題ではな
い。個々の人の運用でありますから、
運用し得る道だけは条例を定める場合
においては考へられて然るべきもののが
ろう。ここに對るのは一般的な制度の
立て方の問題ですから職で押えた、と
いうのでござります。

○政府委員(小林与三次君) では、かういふことは当然県立のものは県の条例はもちろんでござります。それからさうきちよつと想ひ違いしておりましたのが、市町村立の育るう学校につきましても、給と負担法で府県のこもらの料金の適用がござりますから、それですから県条例一本になります。

○説明員(鈴木俊一君) 午前中の加藤
委員からの御質問の点、印刷が参りませんので口頭で申し上げてよろしゅうございましょうか。

○委員長(松岡平市君) それは資料を
出していただきましもう。明日は間に
含みますか。

るという趣旨でございまして、人間の問題は結局個人の問題で、個人が全くかけがえのないということは当然にあり得るわけでございまして、それはこの柔軟に入らずに一義のこの柔軟にそういう規定に当然にわれわれも入れるべきものだと思っております。余人はもつてかえがたい人はその限りでない、個人的にそういう事例は相當にあります。そういう道はやるべき聞いておいた方が柔軟の運用上適当ではないかとうふうに考えております。

○小鶴治和君 そうすると、たとえば研究室長とか何とかいうものを考へます。

○政府委員(小林与三次君)　この停筆
樹の一般制度をきめるきめ方の問題
としてここに考え方が出ているわけで
ございます。それでありますから、そ
れを考えるとすればやはり職種といふ
ものを基礎に考えるを得ない。そちら
いふものに考慮を払つて適当に考
えなさいとございまして、その考
え方も団体が自主的に考えればいいの
であります。特定の職種については除
外するということとも考え方れるかも
れませんし、あるいは年令の差を設け
られども、その点はどうか。

いが、これは一般的の制度の問題ではなく、個々の人の運用でありますから、運用し得る道だけは条例を定める場合においては考えられて然るべきものだろう。ここに書くのは一般的な制度の立てる方の問題ですから職で押えた、というのでござります。

○小幡治和君 そうするとたとえば学校の校長先生みたいなものは、職としては一般職だろうと思うのですけれども、人格が非常によくて教育者として実にこれは立派なものだというふうなものは職の特殊性には入らぬ。そういうものを置いておきたいと思うときに、は、あなたの言うのは余人をもつて

れでまあ盲ろう学校ぐらいになつてくら
ると、これは非常に特殊でありますから、おそらくはその人事の異動などはどうぞ私
はあまりないと思いますけれども、それぞれの市町村では非常に特殊な職員が
負として見なければならぬ場合がこれ
はあり得ることだらうと思います。そ
ういう場合にまあ特殊な技術職員などと
一緒にそれぞれ例外を設けるとい
うようなことも考えられるのじやない
か。それは結局それぞれの団体の職員
構成なり何なりに即して妥当に考える
よりほかないのでないかと思つております。

○説明員（鈴木俊一君）間に合ひは次
に、委員長（松岡平市君）間に合ひは次
に、小幡治和君（午前中もよいと質問）
おたのですが、この職の特殊性といふの
は一体どうしたことなんですか。たとへ
えは、工業試験所長とか農業試験所長
かそういうようなものの特殊な職にあ
る者は、一般は五十五にしてもこれは
六十にするとかそういう考え方なしで
か。それとも人間がこれは農業技術に
ついて専門がある。ですからそれが主
要課長であると農務課長であると
いふ者と、要するに人間が特殊の者だから
いう者は技術者として、特別の技術者

ておるという話ですが、そういうものは年齢的に別年の年令を作つていといふことなのか、それともそういうところはこの限りにあらずというのか、そういうふうに考えるのか。それともそういうところに特殊の技術の人方が行くときには特殊の技術の人たちだけを考へると、そこに誰でも交替し得るよ。な人がいた場合はそれは通用ないのかどうか。ここになぜ一休職の特殊性ということをうたつてあるのか。人の特殊性ということをむしろうたうべきじやないか。人の特殊性をうたわないで職の特殊性をうたつておる。その職といふものに誰でも取りかえられるようだぞがいた場合、それだけでまたまたそ

ることも考へられるかもしれませんし、これは適宜に考えていくと思うのですが、私は今おっしゃいました、いろいろなことはそれと人間とは切り離せるかといううちは、これでは大ていの場合は、ある特殊な専門技術だからかけがえがない、というのがこれは通常でありますから、われわれのようなフリーランサーにとっては避けまして、それぞれの専門職には、長年いるそういう人は、ほかに持つて、いつて役立たぬわけでありまして、医者なら医者、研究員なら研究員として金打があるわけだらうと思います。そういうものは職の特殊性で当然でさしきはしないか。しかしながら一般の文官でも、一般的の書記官とでも、非常に特

○政府委員(小林与三次君) それは外見の書き方の問題であります。今おっしゃいましたような場合には、必ず事務官であるが、長であろうが、事務官であるが、用員であるが、その人をもう少し懶かしてもらわねと困るという場合は、そういうものは一般的に、個人的にすぐかけがえのないという人ならば、はづしてもいいという趣旨の条例を一回作つておけば十分通用がつく、こういうふうに考えております。これは結構個人々々の認定の問題でございまして、人事の適用の判断にまがすべから、人事の適用の判断にまがすべから、人事の適用の判断にまがすべから、

一、入場費と税法の一部を改正する

法律案（予備審査のための付託は

二月十日）

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願（第五〇二号）

一、軽油引取税創設反対に関する請

願（第五一八号）

一、東京都警察大学移転等に関する請

願（第五二二号）（第五五一号）

（第五五二号）

一、軽油引取税創設反対に関する請

願（第五三五号）

一、私鉄の事業税を所得課税とする

の請願（第五三六号）（第五四四

号）（第五五〇号）

一、公衆浴場業に対する固定資産税

軽減の請願（第五四五号）（第五

四六号）

一、市町村職員共済組合法の一部改

正に関する請願（第五七二号）

第四九〇号 昭和三十一年二月十五

日受付

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 山口県下関市長 福田

泰三

昭和二十九年七月公布を見た市町村職員共済組合法が昨年一月施行されるに及び、健康保険組合を擁する市町村については厚生福利制度の一元化に資するため、同法附則第二十一項による適用除外が認められ、いわゆる単独共

組合の設置の可能性が見出されたのであるが、市町村職員共済組合法第二

条には同法の適用を受ける共済組合は法人とする旨をうたつており、かつ第

九条においては給付その他に対する非

課税を規定する等福祉団体として必要

な公益上の恩典を定めているのにひき

かえ、前記適用除外を受けた単独共済

組合についてはなんらの法的措置が定められていないことは、地方公務員及

び同法の精神にのつとり制定された市

町村職員共済組合の本旨にもどるもの

があるから、すみやかに市町村職員共

済組合法を改正して、単独共済組合に

対し法人税その他の恩典を附与せられ

たいとの請願。

第五〇二号 昭和三十一年二月十四

日受付

軽油引取税創設反対に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五

三七警察大学移転促進

視庁中野分校の諸施設は六万坪の広大

な土地を擁して中野区の発展をいちじ

るしく阻害し、都市計画にも重大な悪

影響を与えており、これが移転後

の活用計画に基き、その移転促進につ

いて関係官庁と交渉の結果着地があれ

ばという段階にまで進んでいるが、今

後の予算、替地等については国会にお

いて審議の上善処せられるとともに、

早急の移転が不可能の場合には、あいて

いる土地から一部分ずつ開放して中野

区の発展を容易にするよう取り計らわ

れたいとの請願。

第五〇三号 昭和三十一年二月十四

日受付

軽油引取税創設反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ一全日本交通運輸局

第五一八号 昭和三十一年二月十五

日受付

期成同盟会内 須貝正

三七警察大学移転促進

東京都警察大学移転等に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五

三七警察大学校、警

中央線中野駅前にある警察大学校、警

視庁中野分校の諸施設は六万坪の広大

な土地を擁して中野区の発展をいちじ

るしく阻害し、都市計画にも重大な悪

影響を与えており、これが移転後

の活用計画に基き、その移転促進につ

いて関係官庁と交渉の結果着地があれ

ばという段階にまで進んでいるが、今

後の予算、替地等については国会にお

いて審議の上善処せられるとともに、

早急の移転が不可能の場合には、あいて

いる土地から一部分ずつ開放して中野

区の発展を容易にするよう取り計らわ

れたいとの請願。

第五一九号 昭和三十一年二月十五

日受付

軽油引取税創設反対に関する請願

請願者 東京都新宿区東大久保

二ノ三一七全国石油連

業労働組合協議会内

磯村博輔

紹介議員 大和与一君

政府は、昭和三十一年度予算案編成に

あたり新たに軽油引取税を新設しよう

としているが、既に軽油を燃料とする

ジーゼル自動車については、ガソリン

税と均衡を保つためと称して、軽油

油に比べ五割増の税が課せられてお

り、この上さらには軽油税が課せられる

においては、車両原価の割高で需要の

減少となり、単位生産原価は騰貴して

黒循環現象をきたすと同時に、せつか

く隆盛途上にあるジーゼル自動車が一

打撃を受けることはきわめて明瞭であるから、軽油税新設は是非とも取り止められたいとの請願。

り、かつ、地方税の負担は過重である、

(二) 私鉄は事業税相当額を転嫁し得ない、(三) 私鉄と自動車とが事業税の課税方式において異なることは不适当である等の理由により今回地方税法改正の機会に水年の要望が達成されるよう

格段に配慮せられたいとの請願。

第五二〇号 昭和三十一年二月十五

日受付

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ一全日本交通運輸局

労働組合協議会内 柴

谷要

紹介議員 重盛寿治君

この請願の趣旨は、第五〇二号と同じである。

第五二一号 昭和三十一年二月十六

日受付

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 富山市牛島町五三富山

地方鉄道株式会社取締

役社長 三川勝重外五名

紹介議員 岡崎寅二君

式会社長 深水惣吉外六名

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五二二号 昭和三十一年二月十六

日受付

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 富山市牛島町五三富山

地方鉄道株式会社取締

役社長 三川勝重外五名

紹介議員 石坂豊一君

私鉄の事業税について、収入金額に対

する課税（以下外形標準課税といふ）

においては、車両原価の割高で需要の

減少となり、単位生産原価は騰貴して

黒循環現象をきたすと同時に、せつか

く隆盛途上にあるジーゼル自動車が一

打撃を受けることはきわめて明瞭であるから、軽油税新設は是非とも取り止められたいとの請願。

第五二三号 昭和三十一年二月十六

日受付

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 香川県高松市役所三二

〇ノ一高松琴平電気鉄道株式会社取締役社長

公衆浴場業に対する固定資産税軽減の請願

紹介議員 江田三郎君

地、建築物等の評価については建築物

浴場の営業用土地、建築物、設備の固

定資産税率を「千分の八」に軽減せら

れるとともに、公衆浴場の営業用土

地、建築物等の評価については建築物

浴場の営業用土地、建築物、設備の固

定資産税率を「千分の八」に軽減の請願

紹介議員 平井太郎君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

である。

第五二四号 昭和三十一年二月十六

日受付

公衆浴場業に対する固定資産税軽減の請願

紹介議員 岡山市内田春日町三六

内 黒住惣治

江田三郎君

秋山長造

公衆浴場業に対する固定資産税軽減の請願

紹介議員 江田三郎君

久

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

サービス等は多年の経験技術を必要とするものであつて当然、本業に対する

事業税は第三種事業税の範圍に公

属するものであるから、すみやかに公

衆浴場に対する事業税(現在、第二種)

を第三種事業税に指定せられたいとの

請願。

第五五〇号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 福岡市大名町一西日本

鉄道株式会社取締役会長

野中春三外十一名

この請願の趣旨は、第五二一号と同じ

である。

第五五一号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 名古屋市中村区篠島町

一ノ二二三名古屋鉄道

株式会社取締役社長

千田憲三外十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第五二一号と同じ

である。

第五五二号 昭和三十一年二月十七日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願

請願者 藤山県和氣郡備前町

一、二九八藤田興業株

式会社片上鉄道事務所内

伊藤三治郎外十二名

紹介議員 仁田竹一君

この請願の趣旨は、第五二一号と同じ